

平成 27 年度第 4 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 27 年 7 月 14 日（火） 午後 7 時 05 分～9 時 15 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

（１） 委員 菅原良次委員 浜名紹代委員 武田和也委員 立川都委員
水沼絵里子委員 新倉南委員 長谷川早苗委員 富永大優委員
柘植宏実委員

（２） 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
子育て支援課主幹
児童青少年課長
子ども政策担当主査

欠席者の氏名 白石京子委員 田口正治委員 斎藤利之委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について（答申取りまとめ）
- 3 その他
- 4 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。お暑い中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまより平成 27 年度第 4 回の東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。

開催する前に、〇〇委員、〇〇委員、それから〇〇委員が終了まで欠席というような連絡が入っておりますので、しかし、委員の過半数を超えておりますので、委員会そのものは成立しておりますので、始めたいと思います。

なお、本日は平成 27 年の 2 月に開催されました平成 26 年度第 11 回会議において、

市長より諮問を受けておりますので、子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方についての答申がありますので、これをもとに、きょう絞った会議、議論になると思いますので、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

この後は座って会議を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
それでは、事務局よりお願いします。

・事務局

では、私から議題についてご説明させていただきます。

本日の議題につきましては、配付させていただきました「次第」のとおり、まず、2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について（答申取りまとめ）」、そして、3「その他」でございます。

なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音しておりますので、ご承知おきのほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

・会長

それでは、本会議に入りたいと思いますが、事務局のほうに傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。傍聴の方が入場されましたので、それでは配付された資料について事務局より確認をお願いいたします。

・事務局

では、配付資料について確認させていただきます。

事前にまず配付させていただきました資料は、2点となります。

まず、資料1「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について（答申案）【A案】」でございます。

次に、資料2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について（答申案）【B案】」でございます。

こちらの2点の資料ですが、資料1、資料2ともに「(2) 認可外保育施設の利用に係る保護者助成について」の文言の一部を、表現としてわかりやすいものに変更させていただきました。本日机上には修正しました資料をご用意しております。

修正箇所といたしましては、資料1、資料2ともに3ページの「(2) 認可外保育施設の利用に係る保護者助成について」の2段落目「当該利用料と認可外保育施設の利用に係る保護者助成額との合算額」という部分を「助成後の実質的な利用料」に変更させていただいております。

その点、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日配付させていただきました資料は、2点となります。

まず、資料3-1「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方についての審議経過」でございます。

次に、資料3-2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方

についての審議経過（抜粋資料）」でございます。

また、委員の皆様には、〇〇委員より別途資料の配付依頼がございましたので、2点、お配りしております。

また、別の封筒で前回第3回の議事録を配付させていただいております。内容をご確認いただき、今月7月28日火曜日までに事務局へご連絡いただければ助かります。お願いいたします。

以上でございます。

・会長

ありがとうございます。事務局から資料についてのご説明がございましたけれど、資料の不足等がございましたら、挙手をして発言をお願いいたします。よろしいですか。

2 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について（答申取りまとめ）

・会長

それでは、次第2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について（答申取りまとめ）」に移りたいと思いますので、事務局よりご説明をお願いいたします。事務局、お願いいたします。

・事務局

では、次第2について私より内容のご説明をさせていただきます。

まず、資料でございますけれども、資料の3-1、それから3-2、こちらにつきましては、前回の会議で〇〇委員より、審議経過などの見やすい資料についてご要望がありましたので、それを受けて事務局でもそういった振り返りが必要と考えご用意させていただいた当日資料でございます。

まず、資料の3-1をごらんいただけますでしょうか。A3サイズの横の資料です。こちらが「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方についての審議経過」ということで、ビジュアル的に見やすい資料ということでご要望ありましたので、簡略ではありますけれども、これまでの審議経過が一目でわかるような資料となっております。

全体含めて大きな枠で囲っておりまして、縦に3つの列がございます。左の枠のところは諮問における視点、真ん中が各会議における主な資料、右側が会議内容という列となっております。

まず、左の諮問における視点でございますが、縦に（1）から（3）それぞれ市長からの諮問書にございます視点ごとに区分をしております。

例えば左の上の（1）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の適正なあり方についてでございますが、アからエまで4つの視点がございます。

そして、こちらから矢印が中の列にそれぞれ引いております。（1）につきましては、

実線の矢印、(2)につきましては一点鎖線の矢印、(3)につきましては点線の矢印、こういったものが中側の各会議における主な資料と対応しているような状況でございます。

真ん中の各会議における主な資料につきましては、上から平成 26 年度第 11 回、それから一番下の平成 27 年度第 3 回ということで、前回の会議までのそれぞれ視点に対応する資料が、抜粋で掲載しております。

左の諮問におけるそれぞれの視点に対応する資料が、真ん中の各会議における主な資料として掲載することによって、このような流れで審議をいただいたという経緯が一目で見られるようになっております。

そして、それぞれの各会議における主な資料の一番上の第 11 回から一番下の第 3 回、こちらに対応する会議内容が右側の列に記載しております。あくまで一覧で見えるという観点から、簡略ではありますが、その会議内容を一つの枠で記載しています。

上から読ませていただきますと、平成 26 年度の第 11 回の会議におきましては、「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方の検討に当たりまして、東久留米市の保育所・学童保育所を取り巻く現状や国基準の利用者負担の考え方など、必要な基本的情報の共有を図り、ご意見をいただいた」という会議でございます。

一つ下の平成 26 年度第 12 回の会議におきましては、「26 市における学童保育所利用者負担の状況を参考に、国庫補助における運営費負担の考え方、多子軽減などについて、具体的な議論が行われた」というものです。

その一つ下の平成 27 年度、今年度の第 1 回の会議におきましては、「26 市の学童保育所の多子軽減や減免状況などを参照しながら、国庫補助における運営費負担の考え方について議論された。また、1 号・2 号認定の『ねじれ現象』の解消及び応能負担の観点からの利用者負担などについて議論が行われた」という経緯でございます。

その一つ下の平成 27 年度の第 2 回、こちらにつきましては、「学童保育所については、多子軽減を含む利用者負担案をもとに、再度、国庫補助における運営費負担の考え方について議論を深めた。また、待機児童解消策に係る市が負担する経費、これらに鑑みながら、『ねじれ現象』の解消及び応能負担による公平性からの観点に基づいた利用者負担案についても議論が行われた」というものでございます。

一番下の平成 27 年度第 3 回、前回の会議になります。こちらにおきましては、「学童保育所については、その前の会議での案に、低所得世帯への配慮を追加した案、こちらが新たに提示され、議論が行われた。また、2 号・3 号認定の利用者負担額につきましては、前回会議から増減幅を圧縮した案をもとに議論が進められた。あわせて、認可外保育施設保護者助成金についても具体案が提示され、意見が聴取された」というものでございます。

これらの審議経過を踏まえ、一番右にございます本日のこの会議の答申取りまとめというスケジュールになっております。

続きまして、資料の 3-2 をごらんいただけますでしょうか。「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方についての審議経過（抜粋資料）」でございます。こちらも前回の会議で〇〇委員よりご要望がありましたダイジェスト版ということの振り返りということでご用意させていただいた資料です。

以前、お示しさせていただいた資料でございますので、ポイントに絞ってご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1枚おめくりいただきまして、1ページです。こちらは2月の第11回の会議でお示した資料でございます。放課後児童クラブの概要、こちらが基本となっている本市における学童保育所の国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方でございます。

右の下のほうに運営費の負担の考え方と少し色が濃くなっている部分がございます。こちらが国庫補助の対象に係る学童保育所の運営費については、保護者負担が2分の1、残りの2分の1を3分の1ずつ、国、都道府県、市町村ということで負担をしていくという全体像の考え方でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページです。こちらの資料は、認可保育所の運営費につきまして、仮に定員110名の私立保育所の例としまして、運営費、それから国基準の運営費、それから利用者負担、いわゆる保育料の部分の内訳を例示させていただいているものです。

一番下の横の矢印に、国基準の保育料約4,000万円というのがございます。こちらについて一つ上を見ていただくと、AとBがございまして、保育料の保護者負担分約2,000万、Bとしまして保育料の減額分(市町村負担)約2,000万ということで、従前お話しさせていただいているとおり、国基準の保育料の約半分が市町村のほうで負担をしているという状況でございます。

続きまして、次の3ページでございます。こちらは平成25年2月8日、約2年半前でございますが、この子ども・子育て会議が設置される前は、社会福祉審議会では保育料の利用者負担の適正なあり方についてご審議をいただいた経緯がございますので、そのときの答申書の写しを資料としてお出しさせていただいたところでございます。

続きまして、5ページ、よろしいでしょうか。ここからは3月の第12回の会議の資料となっております。

東久留米市学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係ということで、先ほど国が示した運営費の考え方、これに平成27年度の東久留米市の一般会計の当初予算における学童保育所の管理費、それから運営費を当てはめた表でございます。

下から2段目の枠の中に、7,326円——月額というところがございますが、この3月の会議におきましては、東久留米市の学童保育所の運営費を当てはめる中で、7,326円という1人当たりの月額の理論値としてお示しさせていただいたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページです。こちらが先ほどの5ページの内訳となっております。内訳としましては、健全育成事業費や開設日数の加算など、これらを国庫補助の対象としての運営費という考え方の中で、右の下にございます国負担、それから都負担金、市負担金3分の1ずつというものを明示させていただいているものでございます。この資料が、先ほどの5ページの①②③に該当する部分でございます。

続きまして、7ページになります。東京都の26市の放課後児童健全育成事業(学童

保育)の育成料等についてということで、26市の状況を参考に資料としてお示ししたものでございます。

26市におきましては、育成料と間食費、いわゆるおやつの部分の負担のいただき方が各市まちまちなものでございますので、一番右の列の間食費含む育成料の最高額というところを、参考に太枠で囲みをしていただいているものでございます。

続きまして、8ページです。8ページからは、4月の第1回の会議の資料となっております。8ページは、平成26年度の東京都26市学童クラブ利用者負担等の減免状況ということで、26市の各市の減免状況を一覧にしたものでございます。

続きまして、9ページです。1号・2号利用者負担額月額比較表、こちらがいわゆる特定教育・保育施設における1号・2号の利用者負担の月額基準表に関しまして、1号認定と2号認定の「ねじれ現象」と申しているところがわかる資料となっております。

Eの列をごらんいただきたいんですけれども、この列のD1階層とD3階層、それからD11階層からD14階層、こちらについて2号認定と1号認定のねじれ現象が生じているということで、少し色が濃くなっているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、10ページです。こちらは先ほどの9ページの資料でお示ししました1号と2号のねじれ階層を解消する場合の負担割合ということでお示しさせていただいています。

先ほどのD1の階層とD3の階層、それからD11からD16の階層につきまして、ねじれを解消し、その結果一番右の3つの列にございますけれども、こちらがその結果のD、E、Fの列としまして、3歳以上の短時間保育の保育料と収入における保育料の負担割合、こちらをお示しし、変更となっているところには黒く網かけをしているものでございます。

続きまして、11ページです。付加徴収金額の廃止についてというものでございます。C階層及びD1階層におきましては、前年度分の固定資産税額によって条件を満たせば1階層上位の保育料となるという現在の条例の規定になっております。この中で実際の適用者等がないため、次回についてはこの点を廃止したいというところで資料としてお示しさせていただいたものです。

続きまして、12ページです。東京都26市の認可外保育施設の保護者助成金についてでございます。

こちらにつきましては、委員の方からもご要望ありまして、新制度における26市の認可外保育施設の保護者助成金について、26市の状況をお示しさせていただいているというものでございます。

27年4月から、この認可外保育施設の保護者助成を始めた市がございますので、現在この助成を行っていない市は、26市中当市を含めて4市あるという現状でございます。

続きまして、13ページ、こちらからは5月の第2回の会議になります。

東久留米市学童保育所の利用に係る利用者負担(案)についてでございます。

1と2がございまして、これが現在までにつながる、1につきましては、学童保育所の利用者負担額について月額6,600円とする。また、2につきましては、利用者負

担は第2子について月額基本額の半額、第3子以降無料とするという案を提示させていただいたものです。

続きまして、14ページです。新制度における東久留米市立学童保育所運営費補助（基本分）の内訳（理論値）でございます。

こちら先ほど6ページでお示ししたときの7,326円の内訳に対し、変動要因を除き精査をさせていただいた後の現在の月額6,600円に該当する内訳としての資料でございます。

次、15ページでございます。こちらが東久留米市立学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係ということで、5ページに対応するバージョンアップをした資料となっております。

下から2段目のところでございますが、理論値で6,689円月額という結果を導き出しまして、こちらが答申案にございます月額6,600円のもととなっている資料でございます。

続きまして、16ページ、こちらにつきましては、利用者負担額月額基準表でございます。

現行の標準時間認定を一覧でお示ししております。縦に階層区分がAからDの16までございまして、右に3歳以上の2号認定、それから3歳未満の3号認定のそれぞれ月額の金額とそれに対応する人数、現在どれぐらいいらっしゃるのかということと、それを掛け合わせた利用者負担の年額が記載されております。

なお、それぞれの階層におきまして、上段につきましては第1子、中段につきましては第2子、下段につきましては第3子以降のそれぞれの金額、人数が記載されております。

続きまして、17ページ、こちらが先ほどの現行に対応する利用者負担額の月額基準表の【A案】としての資料でございます。レイアウトは先ほどの現行と同様でございますが、ごらんいただきますと、少し黒く網かけさせていただいているところ、ここが変更になっている部分でございます。

D1階層とD3階層、それからD10からD16階層が変更になっております。

そして一番右の列の一番下をごらんいただきたいんですが、こちらに6,131万1,000円と額がございます。こちらがこの【A案】の結果、増額となる金額を目安として記載しているところでございます。

1ページおめくりいただきまして、18ページでございます。こちらが先ほどの1つ前のページでお示しさせていただいた【A案】に対応する各階層における保育料の収入に対する負担割合の表でございます。黒く網かけされているところが変更されているところでございまして、右の列のところに3歳以上と3歳未満のそれぞれの階層における収入における保育料の負担割合が記載されております。

続きまして、19ページでございますが、これは16ページの現行に対応するグラフでございます。上のグラフが3歳以上、下のグラフが3歳未満ということで、ごらんいただくとわかりやすいかと思いますが、現行におきましては、特に上の3歳以上児ですね、D10階層からD16階層にかけて、収入に対する保育料の割合が右肩下がりに下がっているものが見てとれる部分です。

下の3歳未満児については、上の3歳以上児ほどではないですが、やはり同様の傾向を示しているものでございます。

1つページをおめくりいただきまして、20ページ、こちらが変更案ということで、【A案】に対する同じく保育料の収入に対する負担割合のグラフでございます。先ほどと同様上段は3歳以上のグラフ、下段が3歳未満のグラフでございますが、【A案】の考え方により、グラフ化しますと、先ほどとは違ってD10階層からD16階層にかけて負担割合が右肩下がりではなく、横に並ぶようなところが見てとれるグラフでございます。

続きまして、21ページ、こちらにつきましては、東久留米市における保育所待機児童解消策ということで、21ページから25ページまで、これまでの過去5年間における保育所の入所児童数やそれぞれ各年における東久留米市の待機児童の解消策、それから、それに伴う経費等を一覧で掲載しているものでございます。

続きまして、26ページをごらんいただけますでしょうか。こちらからは6月の第3回の資料となっております。

26ページの東久留米市立学童保育所の利用に係る利用者負担（案）についてにつきましては、13ページでお示した同じく（案）につきまして、下段の3番のところの枠が囲ってある部分が追加されております。

内容は、応能負担につきましてということで、「現行、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯については、申請により学童保育所の利用者負担が免除されている中、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担における2号・3号認定のC階層、こちらの設定による低所得世帯への配慮に鑑み、市民税均等割のみ課税されている世帯につきましては、申請により利用者負担額を月額2,200円とする。なお、当該世帯に係る多子軽減については、減額後の利用者負担に対して第2子について半額の月額1,100円、第3子以降を無料とする」というところを追加したものでございます。

次に、27ページでございます。こちらにつきましては、利用者負担額の月額基準表の【B案】ということで、17ページの【A案】に対し、これまでのこの会議におけるご意見等を踏まえまして、変更点ということで上から3行目でございます「②D10階層から第16階層は現行から前回提示した案（A案）への増減額の幅に75%を乗じた対応」ということで、そのとおりの額を17ページのレイアウトの表に当てはめたものでございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、28ページ、こちらにつきましては1つ前の27ページの【B案】に関しまして、各階層における保育料の負担割合を一覧で記載しているものでございます。

続きまして、29ページにつきましてはその【B案】の保育料の収入に対する負担割合のグラフを記載したものでございます。

上段の負担割合の3歳以上児につきましては、【A案】よりは少し傾斜がございますけれども、現行と比較しますと、D10階層からD16階層において平均化されているというものでございます。

最後です、30ページです。こちらが認可外保育施設保護者助成金についてのご説明

の資料となっています。

第2段目のところで当該制度の助成額は、第1子については月額5,000円、第2子以降については月額7,000円とし、認可施設利用と認可外施設利用との間にねじれが生じないように配慮するというものでございます。

なお、当該事業に要する費用、また本助成事業実施のための財源については、利用者負担の適正なあり方の検討を踏まえた保育料改定分等を充ていくものとするとしていただいております。

資料の3-2について、これまでの振り返りのご説明は以上でございます。

続きまして、答申案の資料1及び資料2について、ご説明をさせていただきます。

それでは、まず資料1、こちら、「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について（答申案）【A案】」について説明をさせていただきます。

本年2月の市長からの諮問にあります斟酌する視点として掲げられております項目を中心に、これまでの子ども・子育て会議においてご意見を頂戴しながら進めてきた内容について整えました答申案となっております。

1ページの1の答申内容ですが、(1)としまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の適正なあり方につきましては、2号・3号認定の利用者負担に関して、現行では国基準保育料に対し、半分程度の設定となっており、残りの半分は市が一般財源で補填をしている現状。また、過去5年間の待機児童解消策を進めてきた中での保育所等の設備など、一時的な経費や運営費などの経常経費としての市の一般財源の支出額の実績。これら等から現在の厳しい財政状況下において、事業計画に沿って待機児童解消策や保育サービスの拡充を初めとした需要の高い子育て支援を充実させていくには、利用者に相応な負担をいただくという観点から、現行の市利用者負担額を引き上げることも必要と思料するとしております。

そして、2ページの具体的な改定方法としまして、アのところで2号認定のD1階層とD3階層の1号認定と2号認定のねじれ現象、これを解消するための増額。このところで、当該階層の3号認定との調整。

ウのところで、公平性の観点からD10階層以降の応能負担割合を、D3からD9階層の応能負担割合の平均をもとに平準化するという調整。それから、エの調整で保育短時間と保育標準時間との整合性をとるというプロセスを記載しております。

なお、付加徴収金額の廃止を3ページのオのところで記載をしております。

その結果、改定案の利用者負担額基準表は別表のとおりとしておるものでございます。資料1の一番最後についている別表になります。

続きまして、3ページの6行目、(2)としまして、認可外保育施設の利用に係る保護者助成についてですが、認可外保育施設を利用する際の利用料と特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額の格差解消の観点から、認可外保育施設を利用する保護者へ、第1子に月額5,000円、第2子以降に月額7,000円を基本とするという助成を行うものでございます。

なお、認可外保育施設を利用する際の利用料について適切に把握をし、助成がされた後の実質的な認可外保育施設利用料が特定教育・保育施設等の利用者負担額を下回らないよう配慮するとともに、助成に要する費用については、特定教育・保育施設等

の利用者負担の適正なあり方の検討結果による、利用者負担額改定分等を財源とするとしております。

続きまして、3ページの下段です。(3)としまして、子ども・子育て支援新制度における、学童保育所の利用に係る利用者負担の適正なあり方についてでございますが、学童保育所の運営におけます現状や今後の見込みから、需要の高い子育て支援を充実させていくには、利用者に相応な負担をいただくという観点から、現行の学童保育所の利用者負担額を引き上げることも必要と思料するとしております。

そして具体的な改定の方法としまして、アのところで、国が示す国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方に市の平成27年度の一般会計当初予算における学童保育所管理運営費や入所定員数等を適用しまして、理論値として算出される利用者負担額は1人当たり月額基本額として6,600円とすること。

イによりまして、現在の1号認定から3号認定の利用者負担に実施している多子世帯への軽減仕組みに鑑み、利用者負担について第2子に半額の月額3,300円、第3子以降を無料とすること。

ウによりまして、2号認定、3号認定における階層区分のC階層、これは市民税均等割のみ課税世帯の階層でございますが、この低所得世帯への配慮としまして、申請により利用者負担額を月額2,200円とし、当該世帯の多子軽減としまして、第2子についてさらに半額の1,100円、第3子以降を無料としているものでございます。

続きまして、4ページ、中段の2の経過でございます。

市長からの諮問にございます項目ごとの斟酌する視点を列記しまして、最後に5ページのところで、本案件の審議経過や改定の際の保護者、市民等への周知、今後の市の子育て支援の促進などを求めた書きぶりとなっております。

以上が資料1の【A案】の答申案のご説明です。

続きまして、資料の2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について(答申案)【B案】」、こちらの資料についてでございます。

先ほどの資料1との違いにつきましては、2ページから3ページにかけての2号認定、3号認定の利用者負担の適正なあり方の中の具体的な検討に当たっての調整のエの段落の部分等でございます。下線が引かれている部分でございます。

先ほどの資料1の【A案】に対し【B案】では、D10階層以降の応能負担割合を公平性の観点から、D3からD9階層の応能負担割合の平均にあわせる対応を行った結果、とりわけ高所得者階層への影響、例えばD16階層であれば、2人以上の多子世帯では、年間37万7,000円が増加するという【A案】につきまして、その影響が大きいことや、今年度の4月1日時点の待機児童数などをもとにした今後の待機児童解消策に要する費用などに鑑みまして、増額幅を75%に圧縮したものでございます。

そのほかの内容につきましては、資料1の【A案】と同じものとなっております。

以上、資料のご説明は以上でございます。

・会長

ただいま事務局のほうでそれぞれの【A案】、【B案】について詳細に説明がございましたけれども、何かご質問等ございますか。はい、どうぞ。〇〇委員。

・委員

資料3-2の審議経過は、答申案にくっつけて出す資料としてされるものなんですか。それとも……。

・事務局

こちらにつきましては、あくまでも前回のこの会議でもご要望があり、今回の答申取りまとめに向けて事務局でも必要と考えご用意した、振り返りの資料でございますので、答申案のところに添付されるものではないです。

また、答申案というのは一つのこの会議での一つの答えを述べる、いわゆる答申というところの取りまとめでございますので、審議の経過の資料というものがくっついた答申案というものは予定はしておりません。

・会長

はい、どうぞ、〇〇委員。

・委員

資料3-2の7ページのところに他市の学童の保育料の一覧表が資料として載っていて、確かにこの表も見ながら審議をしたと思うんですけども、4月27日、第1回目ですね、今年度の、4月27日に出された26市の学童クラブの現状の資料1というのがここに載っていなかったもので、8ページを見ますと、同じ日の資料2は載っているんですけど、資料1が載っていない理由を教えてください。

・事務局

ちょっと冒頭でもご説明させていただきましたが、これ全ての資料を載せているのではなくて、審議の経過の中で今回資料として過去の資料を抜粋したものでございますので、全てが載っているものではないというところでご理解いただければと思います。

・会長

〇〇委員、どうぞ。

・委員

抜粋したというのはもちろん承知していますが、抜粋されるときに資料1は、4月27日の資料1というのは、26市の学童クラブの現状が載っている、保育時間がどうか、延長料金、延長しているかどうかとか、指導員の区分だとかいう資料だったと思うんですけど、それが抜粋されるときに選ばれなかったというか、載っかんなかった理由というのは何か教えてください。

・事務局

まず、あくまで抜粋したものということの中で、今回資料の3-1でも触れさせて

いただいたところでございますが、市長の諮問に対応する資料として抜粋したというのが主なところでございますので、資料3-1のところの左側で諮問における視点から、矢印が引かれて対応する資料として連動しているような、今回のこの資料におきましてそういうつくりをさせていただいているところです。

・会長

よろしいですか。じゃあ、〇〇委員。

・委員

きょうの3-2の資料を見ますと、26市のそれぞれ学童の保育料が載っていますが、前回は発言したように、26市の先生方の正規なのか非正規なのかということがここでは反映されていません。

例えば、あと保育時間のこともここで反映されていないと思います。なので、先ほど述べた資料1と一緒に添付しないと審議経過がわからないんじゃないかと思いました。

八王子の7,000円というのは、ここは通常で6時半まで、18時半まで保育時間をしているということで、東久留米の保育の6時をせめて30分というところをここはクリアしているがための7,000円であるということや、武蔵野の6,500円も土曜日が延長じゃなく6時までされているための6,500円、で、その下の三鷹の7,500円は、先生に正規の方がいらっしゃるとか、ちょっと下へ行くと町田のほうも8,000円というのは、正規の方がいらっしゃる、小金井の9,000円というのは正規の方がいらっしゃるということで、こう考えると正規のいない東久留米と同じ状況で、条件でということ考えたときに、他市との比較ということでこの資料を載せられたと思うんですけども、ただの数字だけじゃなくて、そこの中を見ると非正規の先生方で、じゃ保育料はどうかと考えてみますと、羽村の5,500円、あきる野の4,200円、ここ非正規です。5,000円のところ、多摩市の5,000円、ここも非正規です。東久留米ずっとそう、清瀬の5,000円はここも非正規ですしということで、そこが読み取れないんじゃないかなと思っています。

前回は職員の先生方のことで発言したと思いますけど、正規じゃないということで、多分そこでお金も予算が削減されているんじゃないのかなと思うんですけど、そこから読み取れないなあとしまして、先ほどのなぜ、そのことが載っている資料が審議経過に載っていないのかなというふうに、そこは審議経過の中で大事なところであったと思うし、何度も言うけども、学童の保護者の意見としては、値上げをしても仕方ない。ただし、条件がということで、その条件の中で私たちは非正規の先生方と、一生懸命先生方が限られた条件の中で頑張っていることもわかりながら、そういうことを感じているところなので、この資料3-2の7ページの資料だけではちょっと審議があらわすには足りないんじゃないかと思いました。

以上です。

・会長

よろしいですか。そのほかにご質問なり、ご意見ございましたら。〇〇委員。

・委員

〇〇です。まず、ひとつお聞きしたいのは、今回答申案というか、答申をまとめる際には、市長からいただいた諮問書はつきますか、つかないですか。諮問書自体、市長からいただいた諮問書自体は答申の中には一緒につきますか。

・会長

事務局、お願いします。

・事務局

あくまでも答申という形の中には、諮問書は別物としては存在しますけれども、ここに添付されるというものではありません。

・委員

わかりました。あわせてですけれども、まず今回の答申案の中で、市がいろいろ財政的に負担してきている部分、補填してきている部分のことの事情は書かれているんですけども、さらにちょっと確認をしたいんですけども、昨年1年間、私たち事業計画のことをいろいろ話し合っただけで決めてきました。でもその際に、市が私たちがつくった事業計画になるに当たって、当時は、当時の中でも市の財政として、こういう今の市の財政の中で十分にこの事業計画はできるというふうな形だったのか、それともあの中で、すみません、僕が聞き漏らしてたりとか、確認をちゃんとしていなかったのは申しわけないんですが、あの当時からもう財政的に厳しいと、何らかのそういう、例えば利用者負担とかそういうものをしなければいけないとか、そういう論議があったかどうかということを確認したいんですけども。

・会長

お願いします。

・事務局

まず、市の財政状況を、事業計画なので財政状況に特化した話というのはなかったと思うんですけど、まず初めに子ども・子育て会議、平成25年の8月末からスタートしたときに、たしか1回目か2回目のときに、今回の3-2でもお示ししている、これまで東久留米市がこういった待機児童解消策をやってきました、またそれに当たって、一時経費としてこれぐらいの費用が出ていっています、一方、経常経費として運営費がこれぐらい出ていっていますというご説明はしたと思います。また、そういった厳しい財政状況の中であっても、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て事業計画を策定していき、また国のほうでその当時進めていた待機児童解消加速化プラン、これでは平成29年度末までに待機児童をゼロにしていくといった目標が掲げられ

ていることから、事業計画については財政面別として、待機児童は市としても解消していかななくちゃいけないといったお話はしたと記憶しているところです。

あわせて、これまでの議論、検討の中で、この利用者負担の部分につきましては、当時事業計画を検討していた時点でもお話し出たと思うんですけど、市としては2回、1回目としては、子ども・子育て支援事業計画にあわせた、いわゆる階層を判定するに当たって、これまで所得税で判定していた階層を住民税に国のほうは制度設計したので、それにあわせた改正を行っていかねばならず、これについては制度施行と同時にやっていかなくちゃいけないと。その改定に当たっては、おおむねそれまでとさほど変わりのない保育料を設定していきたいという話はしてきました。

一方、平成27年、制度がスタートした後に、子ども・子育て支援新制度におけます適正な利用者負担のあり方、こちらについてもあわせて、そちらの制度にあわせた改定の検討が終わった後に、制度における適正な利用者負担のあり方については検討してまいりたいといったこともお示ししてきたと記憶しているところでございます。

・会長

〇〇委員、お願いします。

・委員

今説明していただいたの、確かに当時の市の財政状況は、こういった形で説明を受けてると思いますし、これは事業計画の話をしていく中でも、幾つかそういう話はあったことは僕も記憶しています。

ただ、やはりこの事業計画を出したときに、とてとても財政的にこれじゃあ全部できないよとかそういうところまで話はなかったと思うんですね。だからある意味、計画をつくって、その後で言い方は変なんですけど、後出しじゃんけんじゃないですけども、やっぱりちょっと市の財政厳しいからこういった形で適正なあり方をやらせてくださいみたいな提案というところでは、この後のちょっと話になりますけれども、なぜ負担をふやしていくのか、保護者の、そういう部分の納得いかないところが大きいところじゃないかなと思っています。

そういうところで事業計画をつくる時点での、例えば予算の持ち方とか、そういうところなんかをちゃんと将来的なことを踏まえて論じられなかった部分は、子ども・子育て会議の進め方の反省点ではないかなと僕はちょっと感じています。

すみません、今のはそれでいいですけども、前回、【A案】、【B案】出てきて、それでいろいろ僕とか〇〇委員とかいろいろ意見を発言させていただきました。今回、答申案としてそれぞれ保育料の案とか、学童保育利用料の案とか出てるんですが、保育料に関してもいじられておりませんよね、前と同じ案なわけですよ。で、学童保育のほうに関しては、なぜ保育料に関しては【A案】、【B案】で対案が出たのに、学童保育は、それもまた新しい案が出ないんですかということを出しましたけども、今回もそれが出ていない。その部分では、事務局としては、いわゆる見直すことが不可能だったというふうに捉えていいでしょうか。

・会長

その点、お願いします。

・事務局

学童保育のほうにつきましては、一番最初に七千幾らかというものを提示させていただきました。それが最初の案ということで私どもは考えております。

ただ、障害児加算とかその辺の分がありましたので、次の案という形で今回の 6,600 円というものは、2つ目の案という部分でも、最初から比べて違う案を出させていただきましたので、そういう意味としては私どもは2つ目の案、改善されたと——改善というか、検討した結果の2つ目の 6,600 円という案を提出させていただいたというふうに考えております。

・事務局

すみません、ちょっと補足をさせてください。

今、事務局が申したように、最初のご提示から次への変化というのは、不確定要素という部分で、いわゆる定例的に積算のときの算入の要件から外れそうなものを排除した形で、純粋にといいますか、定例的に経費として算出できるものを数字に当てはめて導き出したものというふうにご説明したかなというふうに思っています。

それでもう一つは、この新制度におきまして、今までと違って、初めてといいますか、新制度において学童保育のいわゆる国の経費の考え方といいますか、これが提示をされたわけです。この考え方に基づいてきょうの3-2の資料の一番最初にお示したように、これが事業の中では放課後児童健全育成事業という名称になっていますけど、これも経費の配分の考え方であると。

で、これを説明したかと思えますけれども、この考え方に基づいて先ほど申し上げたような整理をした結果として導き出した数字だということなので、特に今、委員がおっしゃるように、検討の結果云々というお話があったと思えますけれども、学童に関しては、この考え方を一つのよりどころとして整理をした結果だということなので、特に見直しという点での考え方というよりは、もともとのこの考え方を今回初めて導入した結果、そして、経費としては不確定要素を除いた結果ということなので、お示しをしたわけですね。

一つ前回申し上げたのは、いわゆる低所得階層といいますか、そういったところへの配慮ということを加えてお示しをしたという経過だったというふうに整理をしておりますので、ご理解いただければと思います。

・会長

はい、お願いします。

・事務局

保育料の部分、いわゆる2号認定、3号認定の部分です。前回の会議のときも事務局のほうからご説明させていただいたとおり、まず事務局としては、考え方としては

【A案】の考え方っていうのが、そこについては【B案】を75%案でお示しさせていただきましたけど、あくまでも考え方は【A案】が子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方から導いた考え方だと思っているところでございます。

ただ、答申案の【B案】のエの部分で記載したとおり、とりわけ高所得者階層への影響でありますとか、今年度4月1日時点の待機児童数、前回もご説明しましたが4月1日におきます87名のうち、ゼロ歳から2歳の待機児童が84名であり、私どもが議会等でお示ししている私立保育園の園児1人当たりの市費負担額が62万程度と。これ掛け合わせますと5,200万程度になるんですが、こういったことを鑑みて、今回【B案】、0.75を乗じた金額をお示した経緯がございます。

またあわせまして、私どもとして、先ほど〇〇委員からも計画の検討過程で、財源的なものもお話しすべきではなかったかといったご指摘がありました。振り返ってみれば、この子ども・子育て支援新制度の公定価格につきましては、非常に国としても難儀した経緯がございまして、国基準保育料についても、たしか26年の6月に示されたと記憶しているところです。そのときには事業計画はある程度、量の見込みは確定し、供給計画は供給確保計画ですね、確保策はどのようなものやっていくかのご検討いただいていたかなと思っているところです。

保育料の部分に関しましては、これも従前からご説明させていただいているとおり、これまでも国基準保育料と市の保育料との差額分というのは、市の一般財源を投入してきた経緯がございます。その中、子ども・子育て支援新制度における国基準保育料といったものは公定価格の中で検討されるといったお話だったんで、これがどうなるのかなあと、市としても注視してきた経緯がございます。

これが国基準保育料が市の保育料に近いものになれば、その差額分というものは小さくなりますので、市の一般財源という枠も小さくなるのではないかと期待していたところですが、結果をもってしますれば、新制度前の保育運営費におきます国基準保育料と新制度におきます国基準保育料とはさほど変わりのない結果であったと。そういった中で、先ほどの話ではありますが、待機児童解消加速化プランの中で各区市町村、各地方自治体は平成29年度末までに待機児童を解消することを目指していくといった、国を挙げての目標設定がされたことから、本市としましては、ここで認可保育所等の利用者負担額につきましては、見直してまいりたいといった考え方で進めている状況でございます。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。ほかに何かございますか。はい、〇〇委員。

・委員

保育料に関しては、学童保育は新制度がスタートしなければよかったかなという、土曜日の5時までこの条件が変わらぬ、たかだか、それだけのささいなこともニーズ調査をして、声を聞いて事業計画を立てたんですけれども、なかなか皆さんのニーズという名のもとでそうじゃなかったなと思えないかなと思っています。

きょうの資料の1の【A案】のほうの5ページの一番上の行のところですか。斟酌している、検討のその視点が書いてあるとこのイのところですか。学童保育所の提供体制の確保に伴い、市が支出する一時的な設備費補助、設備費の補助というのは具体的にどうということなのかなというのを教えてください。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

例えば児童がふえることにつきまして、そこで使う机とか椅子とかさまざま、下駄箱もそうですけども、そういうものも整備の中に入ってきますし、また、学校をお借りした場合のときに、特別に用意するものとかいう部分で、体制に基づきまして必要なものが設備として必要になってきます。

そういうものをここで用意していくというところでは、今回の費用としても必要なものであるというふうに考えております。

・会長

いかがですか。どうでしょう。はい、〇〇委員。

・委員

この設備費の一時的ということなので、常態的じゃないということはそういうことなのかなと思ったんですけども、ここのお金の使い方もたくさん保育料を払うことになるので、そこに本当に還元していかれるのか、本当に学童の保護者が痛い思いしたけど、ちょっとでも条件が進んだということであれば、本当に納得すると思うんです。

で、6,600円って出た時点で、いろんな声を、私が代表としていろんな声を聞いて発言して、そこについて何もやっぱり変わらない。せめて6,500円になれば、あっ少しだけでも声を聞いてもらったんだな、でもこういうことは我慢しようというふうに思えるところなんですけれども、そうはなっていないことを考えると、ぜひこの一時的な設備費をうんとかけていただき、保護者が、といっても、4年生以上入れていないところも実際あるので、入れないだろうというところも今予想されているので、保護者の認識としては6年生までなるといってるけどならなかったし、新しくスタートするからと思っていたけれども、土曜日もたかだか4時15分までで変わらなかったし、毎日のが6時も6時半になったわけでもないし、延長のことについてもわからないままだしということで、そういう状況なのでとても残念だなと思っています。

ちょっと余談になりますけど、私、学童の聯合会の代表なので、毎月代表の、各全ての保護者が、学童の保護者が代表で来ています。そこで、本当にいろんな声が上がってきます。それこそ小さな学童へのクレーム、職員の方へのクレームもとても多数ありますけれども、そうはいっても、市は子ども・子育て会議を立ち上げ、こうやって私を委員として選出してくださり、声を届けるようなところという状況はとても東久留米はすごい民主的で声を聞いてくれると。

ニーズ調査も就学前だったのが、2年生までに広げたということで、本当にそこ声を聞いてくれたということをいろいろそういうふうに説得しながら、保護者の声を、保護者のクレームを私一人で火を消して一生懸命やってきて、本当に最後のとりでだったと思っています。

私は6,600円が6,500円になるだけで、その100円だけで保護者の火種を消していこうというふうに覚悟してたんですけども、やっぱり変わらなかったというところで、目に見える形で何が条件としてよくなるかというのをきちんと説明してほしいし、ここの下の段のところに周知徹底するためにきちんと説明してほしいというところでは、本当に納得できる説明ができるのかなと思うんですけども、正直な説明を、ぜひ先ほど言った各学童の状況、非正規、正規あるとわかってて、こういう学童料もわかったけど、だけどころこういう状況になりました、ごめんなさいという説明を丁寧にしていただきたいなと思っています。

以上です。

・会長

その点よろしいですか。ご説明ございますか。事務局、お願いします。

・事務局

新制度におきまして、学童保育につきましては、この会議でも1年ぐらい前ですかね、基準条例のためにご意見を頂戴したということが記憶しているところなんですけども、それまでは小学校3年生までが基本だったところが、今度高学年も受け入れるような運営基準となり、場所によってはというところがございますけれども、それに伴いまして、もう既にそれに対応する人員体制とかも予算の中に含まれていまして、そういった東久留米の学童保育所の運営費を国の国庫補助における負担の考え方に適用させた場合の導き出された6,600円という金額でございますので、それと運営費の各市による状況の違いなども反映された結果の内容が6,600円ということは、ひとつお聞きいただきたいところかなと考えておるところでございます。

・会長

〇〇委員。

・委員

ただ保護者は、その説明を受けても、一般市民なのでどこまで理解できるかということと、かみ砕いた説明と学童の子どもたちを大事に思っているという、ソフト面なのかハード面なのかわかんないんですけども、そういうところをやっぱり示していないと、保護者の不満はとてもの大きくなる一方だし、私は東久留米のここに会議に出たし、いろんなことも聞いてたし、何よりも私たちがメンバーに選ばれてスタートしたということ、私はとても価値があると思っていたので、本当に東久留米を大事にしたいと思ってたんですけど、やっぱり今の説明だと保護者は納得し得ないし、現にいろんな状況で行事が減っているとか、保護者会の回数が減っているとか、いろん

なものがソフト面でも減ってきているということで、保護者はとても不満に思っていますということは私、再三ここで話しして、その状況での提案だということでわかりやすく丁寧な説明をぜひしていただきたいし、今の説明だけだと、とても足りないとか、こういう状況になっているのもわかっています、こういう状況になっているのはわかっています、先生たちが非正規だということもわかっています、土曜日遅いことはわかっています。でも、こういう提案ですみたくに、きちんと知らなかったじゃなく、お母さんたちの声を聞いたんだという姿勢をぜひ、全部は聞き入れないのはそんなのは当たり前ですけども、聞いてるっていう姿勢がないと、やっぱり保護者はとても反発だし、私、もうどうなっても私はとめられませんじゃないですけども、そのぐらいにこの 6,600 円というお金と、あとここの会議に出てきたときに、なぜ 6,500 円なんかなかったんだろうというね、たかだか 100 円で論議をして、で、検討して 6,500 円にしたって、B案は 6,500 円ですってきょう出たら、ああでも B案という形が出たんだということで、100 円じゃないかということもあったんですけど、そういうことの姿勢がちょっと見られなかったかなというのがちょっと残念なので、今みたいな説明も多分納得するのは難しいかなと思っています。

以上です。

・会長

ほかに。じゃあ、〇〇委員。

・委員

あわせて、学童のところなんですけれども、実際に子育て支援事業計画がスタートして、学童に関しては 6 年生まで延びました。これはものすごく画期的なことだなと思いますけれども、ただ、市のほうで今大変なのは、6 年生まで拡大する今後の、今の施設のまんまでいけるのか、そういった部分でさっき話しあったみたいに、一時的な設備費補助というのが、いわゆる事業拡大するときの小学校とかのそういう設備費なんだということがわかったんですけども、ただ一方で、この 4 月か 5 月かちょっと忘れたんですけども、6 年生まで拡大をしましたが、主に例えば低学年や障害を持った方を優先的にしたいので、なるべく高学年の方は利用を控えてくださいとか、そういった旨のお手紙出されていますよね、学童のほうで……。出てたと思いますよ、お手紙ありましたから。

これは、たしか子ども家庭部か、どこかの課の名前でこれはもらっているんですね。それを見たときに、何のために 6 年生まで拡大したのか、こういうふうに言われるんだったら、じゃあ、こういうことをやらなきゃよかったじゃないかとか、何か行かないとか、行ってはいけないということなのか、これはとか、そういった意見が実際にあるわけです。

でも、今、この手紙の配布のことを何かちょっと、「えっ」というような感じでお受けしましたけども、それを把握されていなかったのか、それとも担当課の中でそこはどういうふうになっていたのか。大体、市のほうからお手紙があるときは、例えば子ども家庭部部長なり、例えば保育課課長なりそういった課長名とか部長名で来るはず

だったんですけども、このお手紙に関しては、たしか子ども家庭部子育て支援課、これのみだったと思うんです。

そういった部分もある中で、不満とか何のためのものだったのということ、それと今回僕個人でちょっと意見として出させていただきましたが、前回もご紹介させていただいたように、保育園父母の会連合会のほうでもアンケートをとって、そこで今回値上げに関して賛成の方もいらっしゃる、反対の方もいらっしゃる、わからない方もいらっしゃる。いろんな方の自由意見の部分、ここにまとめた後ここに入れさせていただきました。

こういった意見とかも読んでいただければわかるんじゃないかと思うんですが、やはりただ先に負担増だけがあって、そういう中でこれが具体的にどういうふうに使われるのか、それがわからない。何回も同じ話の繰り返しになるかもしれませんけども、それが説明がされない、そういう部分で先に負担増ありきという形では納得ができない。

特に学童の部分でもそういうところもありますし、やっぱりいろんなところが積み重なってこういうところに、例えばどれぐらい市が財政的に厳しいかと、わかりました、私たち、じゃあ負担をふやしたくないけども、でもそれをやる時にここはこういうふうになるんですね、だったらのみましようかと譲歩ができない、そういう気持ちになれない。

今回の答申案の内容に関しても、あくまでも市と利用者の負担の割合の話だけで、そういった背景的な部分が一切触れていないというところで、やはり納得できない部分、そういうところがあるのかなと思うんです。

さっき〇〇委員が言ってた一時的な設備費補助に関しても、具体的こうこうこういうことを考えてる、こういうことに使おうと思っている、そういう形で今回こういうことを一つやっついていこうと思う。ここが一つでもあれば、あっそういうふうと考えているんだなってなるんでしょうけども、あくまでも市と保護者の負担の話だけで、何なんだろうなというところが、やっぱり学童保育利用料も保育園利用料に関しても、そこに子どもの生活があるわけですし、保護者の生活があるわけですから、そういう生活が見えてくるようなものではないといけないのではないのかなと。そういうところも踏まえて、市長の諮問に対して答申として出していくべきじゃないかなと思うんですが。

・会長

その点、何かございますか。はい、お願いします。

・事務局

まず、受け入れの関係でございますが、控えてくださいというような形の文書は出しておりません。

ただ、優先順位のところとしては、当然学童保育、これまでは3年生までであり、4年生以上はご利用されていないというか、できなかった状態もありますので、優先順位としては低学年を優先とし、そしてこれまでも障害のあるお子さん、児童につい

て、これまで3年生でなく4年生というのも、かつて議論されていた分がありましたので、低学年を優先とし、その次に障害のある児童を入所、その次の段階で高学年、いわゆる4年生以上についてはその次、順番でいく。そのようなご説明は差し上げており、そして、窓口にいっちゃったときに、4月以降の申請者であれば、学童保育の現状、入所状況のお話しをし、待機状況とかそういうことも説明し、現時点で、ことしは待機児が4月当初から42名という状態でしたので、その部分についてもお話をしているということがあり、厳しい状況はご説明している状況ではありますけれども、控えてくださいとか、そういう形は一切出しておりません。

・会長

じゃあ、〇〇委員。

・委員

もっと市民の立場に立ったほうがいいかなと思います。優先順位が障害者だとか、そういうその表記が、私たちやっぱり控えなくちゃいけないんだっていうふうに取り扱います。

徹底的に今回、前回、前のときも発言しましたが、3年生の方々にはそういう手紙はいったけど、4年生、5年生の子たちには、学童が6年生になるという周知徹底は、たった広報の対象年齢が3年生が小学生に変わっただけで、それを周知徹底したとはやっぱり言えないのは認めていただきたいなと。そこはやっぱり落ち度だったと。もっと、私はここに出てたから、ことし5年生になる娘の学童を申請することを3月、昨年度しました。何度もここで言ってるけど、同じ学年の、ともに学童で育ててきたうちの娘の友達は、みんな、「ええ、6年生までになるの、そんなの申し込めないよ」っていうふうに言っています。

その人たちはきちんと、子どもがお母さんに話して、全然お母さんたちも知らなかったのは、広報にやっぱり変わりましたっていうふうに表示しなかったというのは、周知徹底できなかったのは、私も気づけば、この場で周知しましょうねって発言しなかった私にも大きな責任はあると思いますけれども、そういうものです。

あその文書も優先順位って書かれた時点で、申請しなかった方もたくさんいます。これはたくさん聞いています。だけれども、この入所状況を見て、小山学童の高学年の10人ってもうすごく多いのは、私が3年生のお母さんたちに「申請できるからね、申請できるからね、ああやって書いてても申請はできるから申請はしようね」っていうふうに声をかけて申請をしたわけであり、でもやっぱりあの文書を見て、「申請したいけども、うちは障害持っていないし」って言って、何とかして、自分で引き下げちゃった人もいるので、そういうところをとっても、本当にささいなことでも、4月に始まって、えー、6年生が入っているんだみたいなことも含めて、やっぱり学童に関しては保護者の不満が、この子育て会議で始まった2年間で本当に大きかったのも、その代償するためにも、6,600円を6,500円にすることはとっても必要だったんじゃないかと思ったので、私は再三ここでこの値段を検討してほしいというのを、総合的に考えて発言していました。

すみません、そういう表現じゃないけど、保護者はやっぱりそういうふうを受けとめるのが、本当に善意ある保護者の感覚なので、そういうもうちょっと保護者の感覚も大事に、そのために私たち出てきていると思うので、配慮して検討していただきたいなと思っています。

・会長

どうですか。はい、どうぞ。

・事務局

すみません、先ほどの〇〇委員のご質問でちょっと回答漏れがあったので、一点ちょっとご説明させていただければと思います。

今回、〇〇委員のほうで取りまとめていただいたこちらの保育の部分に関しましては、子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について答申案に対する意見といった資料、私も見させていただきました。

また、あわせて東久留米市保育園父母の会連合会、こちらについては、公立保育園の保護者の方、公設民営1園の保護者の方、民設民営1園の保護者の方の会だとちょっと認識しているんですけど、その方々に対してアンケートを行っていただき、自由記載欄も全て記載いただいたんで、こちらも読ませていただきました。

確かにご意見の中で、保育料を改定するならば何に充てるのか、具体的に示すべきだといったご意見、多々いただいていたかと思います。

私どもとしましても、前回の会議でもご説明させていただいたとおり、今回の認可保育所等の利用者負担額を改定する改定分については、認可外保育施設保護者助成金を初めとした待機児童解消策などの需要の高い保育行政全般に充てていきたいといったことをお答えさせていただいているところです。あわせて、子ども・子育て支援事業計画におきましては、待機児童解消ゼロを目標とします保育体制の供給の確保の計画も立てていますので、これの具現化に向けて使ってまいりたいといったところをご説明させていただいてきた経緯がございます。

一方、じゃあ具体的に何をやるんだというお話になれば、これは事業計画のときも事務局からお話しさせていただきましたが、具体策といったものはあくまでもその年度年度で実現の可能性というのは探ってまいるのですが、あくまでも事業計画自体は数値目標ですよといった形でお話ししてまいった経緯がございます。ですので、この事業計画におきます数値目標を達成するに当たっての財源として使っていきたいと考えるところです。

これが具体策といった話になれば、例えば駅前西口保育園、こちら定員60名です。ゼロ歳から5歳までの子どもを保育しています。こちらの保育所の運営費自体が、4,000万から4,500万ぐらい年間でコストがかかってくるのかなあと、担当課としては算出しているところがございます。一方、今回の【B案】でいくと4,500万といったのが、例えば具体的な話になってしまえば、そういった形でニアイコールになってしまう可能性もありますし、やはり先ほど言ったとおり、国を挙げての待機児童解消ゼロを目指して、各地方公共団体努力してまいっている現状もありますので、あくまで

も、事務局としては待機児童解消ゼロに向けて今回の改定分については充てていきたい。また、認可外保育施設保護者助成金の創設など、課題としてあったものについても、その財源に充てていきたいと整理しているところがございます。

・会長

はい、よろしいですか。ほかの方でいかがですか。はい、どうぞ。

・委員

利用料についてですけれども、きょう決めていかなければいけないというところにあるんだと思うんですけれども、利用料と内容の充実というところでは、やはり連動していけるといいかなというふうに思っているところです。

そういうところで、やはり保護者の、利用者の方が理解できるっていうところもあるんじゃないかと思うんですが、学童のほうですけれども、今は利用時間平日は6時までという中でやっているって聞いていますが、うちの保育園は公設民営で8時までやっています。

10年目になりますけれども、公立園がやはりそこまでやっていない中で、公設民営化を進めていくというところで運営を始めた保育園というのは、皆さんほかの園も8時までというところで、延長保育をやっています。

土曜日に関しても同じように8時までの保育を受けています。実際に利用の方もいらっしゃいます。保育園のほうではそういった形で延長保育っていう形を広げているところだと思うんですけれども、そういった中でありながら、小学校に上がるとその部分が受け入れ先がないというか、預かり先がないというところは、やはり私としてもそこは何とか改善できないかなというふうに強く思うところです。

そこが保育園と小学校の学童、そこが連携・連動していくというところが大事なんじゃないかというふうには思うので、ぜひともそこはこの場では難しいのかしれませんが、実現に向けていってほしいなというふうには思うところです。

・会長

その点いかがですか。よろしいですか。ほかに意見なり要望なりございましたら。はい、ございますか、どうでしょうか。はい、じゃあ〇〇委員、お願いします。

・委員

まず、何回もこの会議では発言させていただいているんですけども、具体的なことを言っても、例えばさっき事務局の発言もあったみたいに、項目的にこうだというふうには言い切れない部分、そういう事情も恐らく事務局側としてはあるのだろうなという部分は理解しました。

ただ、やはりこここのところで、例えば、すみません、先ほど【B案】だと4,500万と言っていましたっけ、4,500万の金額というのは、今回【B案】にした場合の増収額とか、そういうことになりますか。

・事務局

4,600万程度ですね。減額と増額がありますけど。

・委員

【A案】だと。

・事務局

【A案】だと6,100万ですね。

・事務局

本日の資料でいえば、資料3-2の17ページと27ページの一番右下の金額がおおむねその金額、増額分ということで提示させていただいています。

・委員

ちなみに学童保育の場合は、市の案とした場合は、そういった増収分というのは実際幾らぐらいになるか。僕は個人的に出ささせていただいた計算でいくと、大体1,600万ぐらいの収入増になるのかなと、僕がしましたけど、全く素人の計算でやったんですけども、これは事務局としてはどのぐらいの収入増というふうに捉えていますか。

・会長

じゃあ、お願いします。

・事務局

大体同じぐらい、1,550万円ほどと見込んでおりますので、〇〇委員が1,600万というふうに試算したのとほぼ同額ぐらいに、考え方としてはそのぐらいでよろしいかと思えます。

それから、先ほど〇〇委員のほうからの学童保育の延長保育、いわゆる延長の部分でお話がありましたけども、学童の場合は今回の基本の保育料の学童保育の保育料とは別にとということで、これまでもお話しております。

また、これまでも延長保育を考えた場合、保育園と違って朝学校に自分で行って、また学童保育、もちろんお迎えの方もいらっしゃいますけれども、ほとんどのお子さんが自分で帰るという形を考えたならば、やはり帰ってくる時、降所時の時間のこと、安全面なども考慮しながら時間設定も考えていく必要があるということで、それが一つの課題でもあるというふうに考えております。

・会長

よろしいですか。はい。

・事務局

すみません、ちょっとまた補足になります。今の担当が申し上げたように、そうい

った部分もそうなんですけれども、いわゆるこの会議でも何回か申し上げたように、学童保育の延長の部分に関しては、言葉で言えばオプションという言葉を使ってまいりましたけれども、やはり希望される方と、それから当然学童を担っていらっしゃる先生方のこととか、それから市側とか、そういった関係者が、今の事務局が申したようなことも踏まえて、十分協議をしながら、延長の考え方について整理をしていくんだということを申し述べてきた経過がございますので、この延長についてはこの議論とは別途になりますけれども、そういう考え方を今持っているところでございます。

・会長

よろしいですか。はい、〇〇委員。

・委員

それは、ずっとその話できていましたけれども、まず1回、今回資料の3-2の中の3ページのとこの、このときのあり方委員会の話のときに、答申案の中に入っていて、延長保育については十分協議をすること、そこで進むかなと思いましたが、この後新システムへの移行ということもあって、当時、市とのやりとりは、この新システムいわゆる今回の子ども・子育て会議のところの中の意向を見て決めていきたいと思いますという話でしたが、でも実際には子ども・子育て支援関係とは、また別になるよねということで、結局また延びてくるわけですね。

そういうところで、やはりそこがどのように、例えばどういう機関で、どのような形でそれを協議するのかと、そこまでが盛り込まれないと、また延びてしまうんじゃないかという不安感は正直あるんです。

今回、市長の諮問内容に関しては、具体的な施策内容まで踏み込んでいません、確かに。諮問内容からしたら、この答申がある意味、具体的な答申であるのかなと思えますけれども、ただやはりその中に今回話し合ってきた中では、増額した分どうふうに使われるのかとか、どうふう展開づくり、そういう話はいっぱいしてきたわけですね。

でも、答申のまとめのところでは、6回において慎重な審議を行ったものであると1行で終わっていて、ただこの中では諮問内容とかけ離れることではあったけれども、例えば具体的にどのように使われるのかとか、そういった部分の論議も多々あったわけで、そういう部分もよく加えていただきたいですし、これはまた附帯意見としてもいいので、そういった部分、今回の例えば保育料の増額に関して、この答申出すに当たって、やはりここでは一応丁寧な説明と十分な周知に努められたいということは出ていますが、これだけではなくて、今言ったようなこういった新しい施策をやるに当たって協議する場を設けることも必要ではないかとか、そういう言葉を盛り込んでいくことで、ちょっと僕とか〇〇委員がずっと言ってきたことがちょっと反映されるのではないかなと思います。

とにかく保育園関係者にしても、学童関係者にしても、値上げされた部分の行政の、先ほどのようなところの【B案】だと4,500万、学童に関していえば1,550万、これがどのように今後使われていくのか。その部分をやっぱりしっかりと利用者側、あるいは

市民の人たち、そういった方たちと協議とか、話し合っていくことでやっていくことを申し送りしてというか、そういう部分を入れていかないと、これだとただの値上げだけの答申案となって、学童利用者とか保育園利用者はちょっと腑に落ちない部分があるんじゃないかなと強く思います。

そういうことをまず入れていただきたいということと、それと僕が出した答申案の意見に関してのどこでも触れますけども、最初のほうに事業計画をつくったときに、例えば市の財政とかそういう部分でそれが可能だったのかと質問しましたが、確かに思い返してみると、一番大変だったのは事務局側だと思うんです。国のほうがはっきりと予算とかいろんな部分もない中で、ただ4月にスタートしますよ、スタートしますよということだけで、本当に大変だったと思います、そういう部分は。

でも、実際に国に振り回されてきている部分があるんじゃないかなと。今回のあり方の話し合いにしてみれば、ある意味いかに市のほうの財政負担を減らすか、あるいは僕らも財政負担をどれだけ減らすか、そういう話し合いだけになりがちなんですけども、一番の大もとというのは、国の保育料が高いからこそ、市のそういう独自で一般財源から補填しなきゃいけない現実があるわけですし、あるいはいろいろ子育て支援事業をやっていきたいと思っても、国の保育予算が低いからこういう現実があるわけじゃないですか。

そういう部分では、今回論議していく中では、将来的な今後の子育て支援とか、子育ての環境を整備していくに当たっては、市と、自治体と市民だけの協力だけじゃなくて、やはり国に関しても、それ相当の予算をつけるなりといった部分を求めるべきであるという形で意見書を上げるなり、こういった意見があるからそういった部分もぜひ盛り込んでいくべきじゃないかと思いますが、その辺は長年保育分野にかかわってきている、会長なんかはどのようにお考えでしょうか。

・会長

最後の意見書のほうですか。

・委員

そういった部分を盛り込んだりとかするというのはどうでしょうかという附帯意見です。いわゆる答申内容とは違いますよ、諮問とは違いますけれども。

・会長

我々の場合は市長の諮問を受けて、一つのニーズ調査等を受けながら、あるいは国の動きを受けてどういう答申を出すかという役割ですので、前々回の議論のときにもいろんな方からいろんな意見が出されたと思います。

また、今、きょう出された意見についても、前回、11回ですか、26年11回からずっと利用料については審議してきておりますので、その中で出された意見が、この中にかなりの部分が盛り込まれていると私は思っています。

問題は、なかなか今言った質の問題と量の問題について、どういうふうにこの会議を通るときに審議されたのか、その点については議事録がかなりきちんと整理されて

おりますので、それらを、私としては最後に議会の中でもぜひ議論の中で生かしていただきたいということは意見ですから、僭越ですけれども、委員長としては、市長に答申するときには少し申し添えたいというふうに、最後のまとめの当日は言おうと思っていたところでした。

具体的には、答申の中に文言出てこないけれども、まさに議論がされてきた意見については、ぜひしっかりと議事録を、要は議会の中で議論するときには、ぜひこのことを忘れないでいただきたいという趣旨のことは申し上げたい。そうでないと、今まで出されたさまざまな意見を全て盛り込むわけにはいきませんので、そういう出し方もあるかなと思っていますところでした。

私自身も保育園を運営していますし、運営していますから、いろんなことは常に理解しているつもりですので、ただ会議となった場合は、なかなか難しい問題があるかと思いますので、全て会議のそれについては、出された意見は議事録に載っておりますから、そこをきちんとぜひ答申を読むとき、それをあわせて読んでいただきたいということは申し上げさせていただきますので、その程度のことしか委員長の整理としては申し上げられないなと思っていますところでした。

以上です。よろしいでしょうか。はい、じゃあ、どうぞ。

・委員

〇〇です。意見というか、実体験をもとにした提案なんですけれども、まず、先ほどのすみません、話戻っちゃうんですけど、延長保育についてなんですけれども、私今、息子、娘が21歳と17歳なんですけど、学童に入れてるころって、うちの子たち七小だったので、特にうち一番端っこだ、1年生とか2年生ぐらいでも片道30分ぐらいかかるような距離のところだったので、冬になるともう4時に学童出されて帰ってくるということがありました。

そのときどうしていたかということ、保育園のときの仲間の中で、例えば看護師さんとか平日お休みなので、そこうちに預かってもらうとか、あるいは私は土曜日日曜日休みだったので、土曜日はうちで預かるとか、そういうことを親同士も協力してたということがあるので、親同士が協力して、延長保育がならない間はどうかできるような工夫が必要じゃないかなというのが1つです。

それと今、私は女性が7割働いている会社に勤めておりますけれども、育児時間という制度があって、通常法律では1歳までですかね、今うちの会社は2時間まで短縮できるのが小学校4年の4月15日までなんです。企業にもそういう取り組みって必要だろうなと思って、市のほうから例えば申し入れみたいなことができるのであれば、そういうこともあわせて、並行して進めていくといいんじゃないかなと思ったので、意見をさせていただきました。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

〇〇です。延長の話ですが、私の知り合いのいる区では、ある保育園を出た子どもたちは、その園で学童が終わった後預かってくれるということで、みんなはそろってその学童に行ってるそうです。8時じゃなくて、もっと遅くまでって話だったんですが、親たちは、うちでテレビを見たり、ゲームをするよりいいかっていって、喜んでいると言っていました。

で、保育園で8時まで預かっている方がどれぐらいいらっしゃるかわかりませんが、実は学童も、本当は今まで8時だったから、うちの子8時にしてほしいと思ってる子もいるかもしれないけれど、でも本当は育児時間の話がありましたけど、1年生スタートするには、できるだけ親は早く帰ってきてあげてほしいなあと、やっぱり親がうまくサポートしてあげることが学校がうまく、学校生活が始まるんではないかなと思っているので、時間をとるか、お金をとるかとか、あるいは誰かに皆さんと協力し合うとか、ファミリー・サポートを頼むとか、いろんな形はあると思うんですけども、東久留米ではそういう例はありますか。保育園、そろっていくから危なくないし、とてもいいという人もいるようですが。

・事務局

私が知っている範囲で、1園ぐらいそういった取り組みは自主的にやっていらっしゃるのかな、ただ時間的に8時までというよりは、そこの園で小学校の学童的なものを、ちょっと施設を別としてやっていらっしゃるような法人さんもいらっしゃるかなあと記憶しているんですが、今、内々でご紹介いただいたところまでやっているところは本市においてはまだないかなと思っているところです。そこにも、例えば実施するに当たっては、何か認可保育所としての事業所と、その他のところで独自事業としてきっちり切り分けてやっていく必要性はあると思うんですけど、確かに〇〇委員おっしゃったとおり、8時までに例えば乳児なり幼児の子どもたちを預かっているのであれば、その施設はあいているので、場所は別としてそういった小学校の子も預かれるというのは、法的とか、法律的とか、規則的に許されれば可能かなと思っているところでございます。

・事務局

あともう一つ、先ほど〇〇委員のほうからのご提案というのがございましたが、今の話も含めてなんですけれども、この子育て支援事業計画の両輪の一つであります子育て支援事業、いわゆる13事業といっているほうの分野のほうなんですけれども、ここに例えば今お話がありましたように、ファミリー・サポートであるとか、そのほか幾つかのニーズに応じた支援事業ということもございます。

そういったところが、この子育て支援の今申したように両輪の一つなので、今後、あるいはもう今からもそうなんですけれども、そういった支援事業をうまく活用していただくということもあります。

それから、〇〇委員がおっしゃったように、これもまた過去の、前回のといえますが、そこに学童保育の議論、〇〇委員がおっしゃっていましたが、前回の学童

の議論の中にもありましたように、そこの趣旨としましては、やはり地域力、地域の活力をうまく活用したらどうだと。やはり先ほどの夜の、例えば学童におけます降所時の何か送り迎えのサポートであるとか、その辺のところというのは地域のそういったお力をうまく活用すれば、仕組みとしては何とかいけるんじゃないのかと、そういったようなことを含めて、これから先もぜひ闊達な議論をというような、そういった考え方は前回のほうにも示されていたというふうに理解をしているところなんです。

そういった点でいえば、今お二人の委員からの話がありましたように、本当に今回の諮問・答申の方途のほかとしても、そういういろんなことを今後も私ども行政も、また、この子ども・子育て会議は常設の機関ですので、またこれからもということになりますけれども、そういったことなんかも考えながら、いかに東久留米の子育て支援というものを充実させてくるか、そういったところが必要なんだろうというふうには思っているところです。

・会長

よろしいでしょうか。〇〇委員。

・委員

先ほど学童の延長はオプションという言葉をとということだったんですけれども、土曜日の4時15分が平日の5時になるのもオプション、延長で加算されてオプションなんでしょうか。それとも、土曜日、本当に4時15分ではなく、平常と同じ5時に、それは本当にささやかなささやかな願いなんですけれども、土曜日を別として考えている理由の根拠がやっぱりわからないので、そこはぜひオプションではなく、月曜日から土曜日まで同じ条件でっていうふうに思っています。

・会長

よろしいですか。じゃ、よろしくお願いします。

・事務局

それにつきましても、また先ほど別のステージという言葉がありましたけども、そういう中で、いろいろそれなりに利用者の方の意見も含めて話をしていきたいというふうに、考えていきたいというふうに思っております。

・会長

じゃあ、いいですかね。

・委員

すみません、別のステージは延長についての別のステージの話し合いというふうに認識しているんですけれども、多分ここで再三その延長については別のところでオプションですということだったんですけど、今の話はそうじゃなくて、6時を6時半ということについては、延長で別、オプションという論議が、話は出てたと思うんです

けど、そうじゃなくて、土曜日が4時15分まで、平日は5時までという、4時15分をプラス45分で平日とあわせるというのは、そちらの話は延長の話だと思うんですけども、そこはたかたが45分のことなんですけれども、とても大きいところなので、そこについてもう一遍確認をさせてください。

・会長

その点について、ご説明ございますか。じゃあ、はい、どうぞ。

・事務局

その辺も含めて……。

・事務局

すみません、今の部分はその延長になりますので、ですから、今おっしゃるようにそれはうち側の話ではなくて、土曜日でも今開所時間というのは決められていますので、45分とおっしゃいましたけど、その部分というのは延長の扱いになります。

・委員

ということは有料になるということなんですね。ごめんなさい。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

今5時じゃなくて6時ですね、6時までは保育料の中で保育が学童保育で、再三出ている6時半とか、学童、保育園6時半、7時なんだけど、そこの30分、そこの1時間のことについては、延長でオプションで有料になるということですけども、平日は、保育園の平日は平日であろうが、土曜日であろうが、保育園は保育時間変わらないはずですけども、学童に関しては、今平日は6時、土曜日は4時15分ですけども、4時15分以降のところはオプションという考えなのか、そこは土曜日の降所時間の検討なのか。

先ほど別のところでという、別というのは多分延長料についての話し合いの別だと思っているんですけども、降所時間についてそこも有料のオプションということで考えているということで、つまり4時15分ということは変わらずということですか。

・会長

その点はどうですか。お願いします。

・事務局

あくまで今、平日は6時まで、土曜日は4時15分の中での基本料であり、それ以外については延長保育という考え方の中で整理をしていきたいと思っております。

・会長

よろしいですか。はい。

・事務局

今、保育の話になったので、保育が抱えている背景としては、保育園は年間 300 日開所また 11 時間保育を行うというのが、東京都の認可保育所のルールとしてあります。

そういった中で、月曜日から土曜日まで、例えば朝 7 時からであれば夕方 6 時までには 11 時間の部分なので、ここについては標準時間利用者は今回の利用者負担額、2 号認定・3 号認定の金額で保育が受けられると。それを超えるものについては、原則としては延長保育といったルールになっています。

一方、学童保育所につきましては、現在のルールは、これについては何度も〇〇委員からご指摘受けているところではありますけど、月曜日から金曜日までは 6 時まで、また土曜日については 8 時 15 分から 4 時 15 分までといった形の中で今、事務局からご説明させていただいた、その部分を超えるものについては、まずは延長保育でという扱いで検討していくといったところの整理になると。そこについては、時間だけを見れば確かにいろんな委員からおっしゃられるとおおり、保育園が例えば 18 時、19 時、20 時まで預かってくれるいろんな保育園がある中で、学童が何で 18 時なのっていうご指摘はご指摘として、ご意見はご意見としてわかるところはあるんですけど、ただ、施設として抱えている背景といいますか、ルールといいますか、そういった中で保育所については、先ほど言ったとおおり、最低でも 300 日開所、11 時間開所、それを超えるものについては、各園の考え方で延長保育ができるといったことなんですね。

また、幼稚園についても教育標準時間として 4 時間、それを超えるものについては預かり保育事業等を各幼稚園の裁量の範囲でやっていただいていると。家庭的保育施設等についても同じです。

その中、学童については先ほど言った時間が原則的な開所時間としてあるので、土曜日についてはそういった整理になりますといった形で事務局から説明させていただいたといったところになります。

・会長

その点、よろしいですか。はい、〇〇委員。

・委員

すみません、論議で、なぜ土曜日だけが 4 時 15 分という確認でしたっけ、平日と違っている、今はそこがどういうふうになっていますか。

・会長

その点について説明してください。

・事務局

土曜日 8 時 15 分から 16 時 15 分、これは長期休暇や休みのところでは 8 時間を開所

するという形になっているので、東久留米としては8時間のところで8時15分から16時15分という形になります。

平日は、3時間以上となっていますので、そこで、基本的には8時間をクリアしているという形で、8時間という時間帯でやっております。

- ・会長

よろしいですか。

- ・事務局

土曜日は学校休業日ということで、はい。

- ・委員

ということは、普通の夏休みも4時15分でしたっけ、夏休みもうすぐ始まるんですけど、8時15分からスタートして、4時15分じゃないですよ。6時までですよ。なので、学校休業日だけれども、土曜日、夏休み長期休業じゃない土曜日については、4時15分というのはなぜでしたっけという確認をさせてください。

- ・会長

もう一度、じゃご説明を。

- ・事務局

月曜日から金曜日まで基本的に変な言い方ですけど、平日という見方をされていて、土曜日は休日という言い方で、土曜日だけは別扱いとして、週休の関係もありますし、そういうもろもろ含めての関係ですが、いわゆる月曜から金曜は平日という形、土曜日は半休日という言い方おかしいですけども、土曜日の扱いはそういう形で8時間という開所時間として扱っています。

- ・会長

よろしいですか。よろしいですか。はい、じゃあ、〇〇委員。

- ・委員

今の〇〇委員と事務局のやりとりは、ある意味今回の諮問内容と答申と違うものなわけですね、話し合いとしては。ですけども、やはり学童保育利用料の負担がふえることとか、そういう部分に関して、どうしてもこういう内容と結びついてくるわけですよ、結果としては。

で、やはり今回の答申案の中で、特に5ページの部分のところでは、やはりこういうふうにとまとめられるのではなくて、先ほどもちょっと意見を述べさせていただきましたが、負担のあり方についての論議をしてきたから、その中で課題として、やはり現行の例えば学童と保育施策のあり方について、いろんな意見が出されてきたと。それをちゃんと触れていただきたいということと、そこに関しては、答申が出

された後、子ども・子育て会議もあと次回の8月で終わるわけですね、このメンバーに関しては。

協議事項については、どういった形で継続されていて、例えばこの審議なり協議なり、そういうこと、どこにあるかという課題は出されたと、そういうことは触れるべきではないかと思います。それは最後のまとめのほうになるのか、最初になるのか、そういったものを入れていただきたいなというところで、ここにただ「丁寧な説明と十分な周知」だけではないんじゃないかなど。やはりそこが入っていかないと、また〇〇委員と事務局とのやりとりとか、僕とこっちのやりとりみたいのところになってくると思います。

実際に今の〇〇委員のいろんな意見に関しては、僕個人的に、今回提言として出させていただきましたが、僕の計算の中では、今回の事務局案の6,600円でいくと、例えば土曜日保育も6時までできるんじゃないか、あるいは夏休み、冬休み、春休みの開所時間も30分繰り上げられるんじゃないかと、そういう部分があります。

でも今ここで、これどうですかということは聞こうとは思いませんから、でもこういう案が出せるんですね、そういう今回の見直しとして、それをどういったところに生かしていくのかとか説明してこなかった。そういう部分については、やはり何らか答申の中で触れていただきたいなと思います。それは可能でしょうか。

・会長

それじゃ、お願いします。

・事務局

まず先ほど冒頭のところで私、ちょっと触れさせていただいたんですが、まず答申書としてのあり方としましては、市長の諮問に基づき答えとして一つのお答えを会議として上げていく。

その中で、この半年近く、6カ月ぐらいかけていろいろご意見をいただいたものは、手元にもございますけれども、これとても全てこういった答申書に載せるものではなくて、議事録として過去の審議の経過として別途きちんとごらんいただくと。また、会長から先ほどお話しありましたけれども、そういった形で口頭で添えるという部分もあるかと思いますが、答申の形としてはそういったこれまでの経緯を細かく書くというような作りではないので、諮問に対応する答申としては、こういった形で考えているところです。

・会長

事務局、お願いします。

・事務局

あと今の質問のもう一つの部分ですかね、学童の延長の関係ですけれども、この子ども・子育て会議での審議ということにはなりませんけれども、これはまた、前回の答申のときにもそうだったんですが、私ども、それからまた関係者、これはいずれま

た学童保育所の代表の方も含めて関係する方々、そして、学童を担っていただく職員の方なども含めて、そういった関係の中でのなるべく早い時期にまたこういう話を進めていきたいというふうに思っているところです。

・会長

それでは、最後でよろしいですか。

・委員

確かに議事録とか、こちらもありますって言ってますけども、実際にはさっきの資料の3-2の前の社会福祉審議会で出された答申書の中にも、やっぱり諮問内容とは違った形のもが出てきた中で、こういった意見があったということで参考意見とか附帯意見とか出されているわけじゃないですか。ただ、細かくいっぱい出してくださいとは言っていないんです。

そういったことがありましたとか、そういう部分で、やはり僕と委員がいろいろ発言してきた内容が、今回の答申のこの中には本当にさらっとしか触れてなくて、これではちょっとどうなのかという部分があるので、とにかく具体的に細かく書いてくれということじゃないです。とにかく附帯意見なり参考意見としてこういうことがあります、こういうことが課題として出ましたよということぐらいはちょっと出せないんですかということ言ってるんです。

あとすみません、時間がちょっとあるので、あと一つだけちょっと聞かせてください。

【B案】の保育料の案のところなんですけども、いわゆる【B案】のほうが【A案】よりも低く抑えてあるわけですよ、市側としては。この中で、Dの10階層のところでは、3歳未満のところは【A案】のほうが安いんですよ。こっちのほうが3万2,100円で、【A案】だと3万1,900円なんです。同じく隣の保育短時間の3歳未満に関しても、これは【A案】のほうが安くて、こっちのほうが3万1,500円と高いんです、【A案】のほうは3万1,300円。ここだけ高くなるという部分はなぜなのか。やっぱりこちら側として全体的に【A案】より【B案】のほうが全体的に下がっているイメージがあるけど、ここだけ二つだけが高くなっているというのはなぜなのでしょう。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

最初のご質問なんですけれども、先ほど会長がお答えをさせていただいたとおり、基本的にはそれでこの委員会としてはご了承いただければと思います。

また、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、例えばどの意見を、いろんな意見があって、今たまたまお二人のお話が云々ということありましたけれども、今までの会議を振り返っても、皆さんからいろんな意見をいただいているわけですので、その辺のところではどれとどれをチョイスして云々という話になりますと、なかなかちょっと

これは整理がなかなかつかないということもありますので、そこは先ほど申し上げた会長のお話しということで、この会としてはご了承いただければなというふうに思っております。

・事務局

D10 階層の3歳未満の子がなぜここだけという話なんですけど、こちらについては、【B案】の答申書のエに書いてあるとおりで、あくまでも事務局としてはD10 階層については、3歳未満児はもともと【A案】でも逆に値下げの案が出ていました。

そこも含めて全体に対して0.75を乗じましたので、値下げの部分については値下げ幅が0.75掛ければその分ちょこっと上がるといった形になりますので、全体であくまでも、とりわけ高所得者階層の影響であるとか、4月1日時点待機児童数をもとにして、0.75を全体に乗じていこうといった考えのもと、D10の3歳未満だけ今回の保育料改定によって、【A案】では値下げになったんですけど、値下げに対して0.75掛けたので、ちょこっとだけ【A案】と【B案】を比較すれば値上げになっていると、この部分だけ。あとの部分については、全て0.75掛けてるので、値上げ分に対しての0.75なので、そこは下がっているんですけど、値下げの階層の部分に関しては0.75掛けることによって、値下げ幅が少し縮小されているといった形で、こういった現象が起きたものでございます。

・会長

よろしいですか。じゃ最後、〇〇委員。

・委員

議事録ということだったので、学童保育の開所時間が平日と土曜日と分かれている、その月曜日から金曜日を平日とみなして、土曜日は平日ではなく休日とみなすって、誰にとって平日かということを見ると、子どもにとっての視点がやっぱり必要だということと、今土曜日は4時15分までで、金曜日までが6時までで、そのたかだか4時15分からを6時にしてほしい。でもそこはオプションで延長だというお話しあったけれども、やはりそこはオプションではなく、延長ではなく、月曜日から金曜日までそろえることをすることが、という方向に持っていく、持っていけないかということが大きな課題だと思います。

なので、一時的にそこがオプション扱いになったとしても、その土曜日については、そこでけりをつけるのではなく、月曜日から金曜日と土曜日の違いというのを、やっぱりこの会議の中で明確にはならなかったもので、そこについて土曜日の4時15分までがということについては、大きな課題として捉えてほしいです。

以上です。

・会長

よろしいですか。それでは、かなり、正式には平成26年11回会議からずっと、利用料について、負担について議論してきましたけれども、きょう最終日で、この答申

案をまとめるという運びに、皆様のご協力でここまで進んだということは言えるかと思えます。

それで、実はもう一つ私が申し上げたかったのは、最後に出たいろんな課題、延長保育、具体的なことがありますよね。保育料自体も、利用料自体も来年実施ですよ、具体的には。平成 28 年度からですよ、議会に通れば。

そういう、もう一つは来年度はまた新しい市としての事業計画を恐らくつくりますので、そういう中でもきちんと出された意見が参考になっていくと。来年度、いわゆる年の事業計画ですね、そういう中でも出された意見が、その具体化は来年度進むわけでしょう、来年、2 年目として。そういう中でまたきょう出た延長問題については議論していただけるんじゃないかと私は思います。

私が申し上げてるのは、市としての来年度の予算案をつくるときにまた事業計画をつくるでしょうと、そのときにまたこういう問題も議論の対象にしていれば、我々としては、せっかくの議論は生きてくるだろうと私は申し上げています。

そういうこともこのせっかくいただいた議論が生かされていくことを私としては期待したいと思いますので、よろしく願いしたいということで、採決に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

では、採決、事務局のほうから説明をお願いします。

・事務局

そうしましたら、採決ということをお話いただきましたので、資料 1 がまずは答申案の【A 案】、そして資料 2 が【B 案】ということになっていまして、【B 案】のほうは 2 号・3 号認定の利用者負担について【A 案】を 75%増額幅を圧縮したものでございます。

そのほかの認可外保育施設を利用する際の保護者助成と学童保育所の件については、資料 1 と資料 2 は同様となっております。

以上でございます。

・会長

それでは、採決をさせていただきたいと思いますが、【A 案】について、まず、子ども・子育て支援の【A 案】についての賛成の方、いらっしゃいますか。じゃあ、ゼロでよろしいですね。

じゃあ、【B 案】に賛成の方、いかがですか。賛成 6 ということでよろしいですか。

それから、反対いらっしゃいますか。じゃ、反対 2 と。そういう採決でよろしいでしょうか。よろしいですね。そういうことで確認をさせていただきたいと思います。

その他の認可外助成、学童保育所等については、今の【A 案】、【B 案】の中に入っているでよろしいですね。それでは、【B 案】に含まれた案だということでよろしいでしょうか。よろしいですね。

これで市長からの諮問に基づく利用料についての我々からの答申案については【B 案】と決定したということで、いろいろとご協力ありがとうございました。

・委員

細かいことすみません、採決の場合で、副会長も採決に入るんですか。

・会長

副会長入りますね。議長だけ入らない。よろしいですか。それでは、今の案は決定しましたので、次の議事に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

3 その他

・会長

それでは、次第の3についての事務局のほうからご説明お願いしたいと思います。

・事務局

「その他」の議題についてでございます。

その他としましては、現委員の任期等についてでございます。平成25年8月28日の第1回会議から21回の会議の開催に当たりまして、この委員の皆様、お忙しい中閣下達なご議論をいただきまして、まことにありがとうございます。

現委員の任期は平成27年8月27日までとなっております。なお、8月のこの子ども・子育て会議の予定は今のところございませんので、現委員での会議は本日が最後になります。

説明は以上でございます。

・会長

よろしいでしょうか。一応繰り返しになりますけれども、現在の委員会の委員のきょうが最終日ということ、私も改めてご確認申し上げまして、次発足する委員についてはまた事務局のほうから提案あると思いますので、我々のほうで待つしかございませんので、よろしくお祈いします。よろしいですか。

じゃあ、本日で最終日になりましたし、市長から受けている諮問について一応答申案を曲がりなりにもまとめができた、これについては会長として改めて皆さんには感謝を申し上げたいと思います。

それで、余りあれなことは申し上げませんが、私のほうとしては委員会を担ってきましてけれども、なかなか私みたいところでうまく会議を進めることができなかったことについては、この場をおかりして改めておわびを申し上げたいと思います。

ただ、真剣な議論が皆様の力で行われたと、25年に発足したこの委員会で、その点については改めて私のほうとして、幾つかの委員会、私出ていますけれど、東久留米の委員会が非常に闊達で、非常に私としても参考になりましたし、ますます市のさまざまな保育行政を含めた新制度の実施に当たっては、この議論が今後生かされていくのではないかと考えています。

先ほど申しましたように、これから市長に私たちのほうから答申いたしますけれども

も、そのときは、繰り返しますけれども、2年間ですか、2年間にわたって議論された、あるいは委員会で検討された内容については、しっかりと議事録にまとめられておりますので、それをぜひこの答申を出すときに、参考にしていただきたいと思いますということは申し上げるつもりです。

また、この事業計画にまとめられた内容についても、きょう出た具体的な意見も、これからの市の学童保育の政策ですとか保育政策をつくる方に、きちんとやはり参考にして議論の対象にいただければ、我々が議論した、きょう出した、特に学童の提案については、生かされていくことを私としては期待したいと思いますので、改めて私のほうからも事務局の方々にお礼とともに、そのこともあわせてお願いしておきたいと思っております。

簡単ですけれども、いろいろ伯仲した議論をこの2年間、皆さんから出していただいたことについてもう一度感謝申し上げて、私の至らない委員長としての役割についてはおわびを申しつつ、今回の締めとさせていただきます。どうもありがとうございました。

・事務局

すみません、最後にちょっと事務局から一点お話しさせていただきます。

本件につきましては、平成27年2月に開催された平成26年度第11回会議で市長より諮問を受けております。日程調整を含めまして、事務局と会長のほうでちょっと調整をさせていただきまして、今決定いただきました答申案に基づきまして、後日、市長のほうに答申をさせていただきたいと思っております。

事務局のほうからまた答申書の写しなど、委員の皆様の方には送付をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それから、改めて私ども事務局のほうからも各委員の皆様に本当に感謝申し上げます次第であります。ちょっと事務局、一同起立してください。委員の皆様に感謝を申し上げます、一同、礼。

では、どうもありがとうございました。

4 閉会

・会長

それでは、これにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

以 上